情報公開·個人情報保護審議会 諮問·報告事項

件 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイ ルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価(全項目評

名

価)のパブリック・コメント等の実施結果について

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条第1項第5号

(担当部課:健康部保健予防課)

事業の概要

<u> </u>	
事業名	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症 に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価(全項目評価)
担当課	保健予防課
目的	新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する報告
対象者	新宿区民
事業内容	1. 予防接種に関する事務について 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種を実施する事務である。 令和3年度第6回新宿区情報公開・個人情報保護審議会において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価(全項目評価)の実施について(報告)」の審議をいただき、了承を得た。 その後、全項目評価書(素案)に対するパブリック・コメントを実施し、その結果を踏まえ、個人情報保護及び情報システム等に知見を有する外部の第三者による点検(以下「第三者点検」という。)を行った。これらの実施結果を踏まえ、基礎項目評価書及び全項目評価書を個人情報保護委員会へ提出するとともに公表する。 2 パブリック・コメントの実施結果 (1) 実施期間 令和3年11月15日(月)から令和3年12月14日(火)まで (2) 実施内容 保健予防課、区政情報課、各特別出張所、区政情報センター、区立図書館において資料を閲覧及び配付に供するとともに、区ホームページ及び広報新宿(令和3年11月15日号)への掲載により意見を募集し、郵送、ファックス、窓口持参及び区ホームページにおいて受付を行った。 (3) 意見提出者なし
	 3 第三者点検の実施結果 (1) 実施期間 令和3年12月6日(月)から令和3年12月27日(月)まで (2) 受託業者 株式会社RSコネクト (3) 点検結果 評価書は、「区が国へ公表するに当たり、概ね適切な内容となっている」と判断された。その上で、詳細箇所について修正すべき点の指摘があった。 4 評価書の変更について 上記の実施結果を踏まえた評価書の変更点等については、以下のとおり。 (1) 基礎項目評価書(全文)及び全項目評価書(全文)資料51-2及び資料51-3のとおり ※基礎項目評価書については素案からの変更点なし (2) 全項目評価書の新旧対照表(素案からの変更箇所)資料51-4のとおり

- 5 今後のスケジュール
 - ア 個人情報保護委員会へ特定個人情報保護評価書提出及び区ホームページ等で公表令和4年2月中旬
 - イ パブリックコメントの結果公表 令和4年2月中旬~下旬
- ※ 全項目評価書の概要については、資料51-1を参照。
 - ※ 特定個人情報保護評価 (PIA) に係るしきい値については、参考51-1を参照。